

「マゴコロボタンサービス」利用約款

(約款の適用)

第1条 株式会社 嶺南ケーブルネットワーク（以下、「当社」という。）は、当社とお客様（以下、「契約者」という。）との間の「マゴコロボタン」（以下、「本製品」という。）のレンタル契約は、契約者が当社に本製品のレンタルサービス（以下、「本サービス」という。）の利用申込みをして当社が適当と認め、本製品を設置する事をもって成立するものとします。

(利用約款の変更)

第2条 当社の判断により、この約款を予告なく変更する場合があり、契約者は予め承諾するものとします。なお、変更の都度当社ホームページに掲載するものとします。

(本サービスの内容)

第3条 当社は契約者に対し本製品を貸出し、契約者はこれを借り受けるものとします。

- 2 当社は契約者の使用用途に一切の責任を負わないものとします。
- 3 本製品が設置され利用される地域は、株式会社 嶺南ケーブルネットワークがサービス提供する地域に限られるものとします。また設置する場所は屋内に限られるものとします。ただし精密機器を設置する事に不適格な場所（高温多湿／直射日光）は避け、電子機器や精密機器の近くには設置しないものとします。

(本サービスの申込み)

第4条 申込み時には当社の指定する「マゴコロボタン利用申込書」に必要事項を記載し、提出するものとします。

(本サービスの利用)

第5条 当社は契約者の使用目的への適合性について一切の責任を負わないものとします。

- 2 本製品は通信事業者（当社を除く）回線を使用しているため、契約者は使用予定場所が通信事業者（当社を除く）サービスエリア内かを事前に確認する事とします。なお、サービスエリア外の場合は利用いただけません。
- 3 本サービスの回線はデータ通信専用です。音声機能は付帯しません。

(設置場所での現地作業)

第6条 本製品の新規設置および不具合・交換時の復旧対応は、当社の指定した者が行うものとします。

(利用期間)

第7条 利用期間は、本製品を設置した日（以下「利用開始日」）に開始し、利用開始日の属する月から起算して3ヶ月目の末日に終了する期間（以下「初期レンタル期間」という）とします。ただし、初期利用期間の期間満了の2週間前までに、当社及び契約者のいずれからも相手方に対し、当社の指定する本サービス契約を更新しない旨の申し出がないときは、さらに1ヶ月間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、初回更新後に延長された1ヶ月のレンタル期間を「再レンタル期間」といい、その後の更新も同様とします。

(本サービスの料金に関する注意事項)

第8条 本サービスの料金は月額 900 円（税抜）とします。

- 2 本サービスの料金については、暦月単位で計算されるものとし、その課金開始日は、設置日とします。設置日の属する月の本サービスの料金は日割り計算を行わないものとします。なお、課金開始日以降は、月の途中で本サービス契約が終了した場合でも1ヶ月分のレンタルサービス料金が課金されます。
- 3 契約者は、本サービスの料金を当社が別に定める支払期日までに、当社が指定する方法で支払うものとします。

(本製品の不具合に関する対応)

第9条 契約者は、本製品を設置したときは、直ちに本製品の性能・機能を確認し正常に稼働することを確認するものとします。万一、本製品に不具合が発見されたときは直ちに電話又は書面により当社へ通知するものとします。

- 2 前項の通知があったときは、当社は速やかに代替品（未使用製品とは限りません。）を契約者に引き渡すものとします
- 3 不具合が発見された本製品については、代替品の引き渡し時に返却するものとします。
- 4 不具合が発見された本製品の検証を行い、不具合の原因が契約者による毀損・加工その他契約者の故意・過失に起因して生じた不具合であることが判明した場合には、本条の適用対象外とし、第12条の定めに従って、契約者において修理費用・送料その他当社が被った損害を賠償するものとします。

(善良な管理者の注意義務)

第10条 契約者は、本製品を善良な管理者の注意義務をもって管理し、本製品について、譲渡、担保提供、その他一切の処分をしないものとします。

- 2 契約者は、本製品が当社の所有物であることを明示し、第三者が本製品について差押え、仮差押え等の執行をしようとしたときは、当社の所有物である旨を主張し、これを防止するものとします。

(禁止事項)

第11条 契約者は、当社の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為はできません。

- (1) 本製品に新たに装置・部品・付属品等を取り付けることまたは既に付着しているものを取り外すこと。
- (2) 本製品の分解・改造、あるいは性能・機能を変更すること。
- (3) 本製品を第三者に転貸すること。
- (4) 本製品を第三者に譲渡すること。
- (5) 本製品の意匠を変更すること。

(本製品の毀損・紛失等の取扱い)

第12条 契約者は、契約者の故意・過失により本製品が毀損又は紛失するなど本製品が利用できなくなった場合、直ちに電話または書面により、当社に通知するものとします。

- 2 前項の場合、契約者は、当社の指示にしたがって、毀損した本製品を、直ちに、当社に返却するものとします。

- 3 契約者は、次に掲げる場合、次の各号に定めにしたがって当社に対し損害金又は修理費等を直ちに支払うものとします。
 - (1) 本製品が紛失した場合又は毀損した本製品が修理不能である場合は、「株式会社嶺南ケーブルネットワーク 損害金請求に関する規約」に基づき、損害金を支払うものとします。
 - (2) 毀損した本製品が修理可能な場合には、修理費を支払うものとします。但し修理費は上記損害金を上限とします。
- 4 本条に定める場合において、本製品の本サービスを利用できなくなったときでも、契約者は、その利用できない期間にかかる本サービスの料金等の支払い義務を免れないものとし、契約者が既に支払った本サービスの料金の返還を求めることができないものとします。
- 5 契約者が本条に定める損害金または修理費を支払った場合に限り、当社は代替機（未使用製品とは限りません）を契約者に貸与し、本サービスの契約を継続するものとします。契約者が所定の損害金又は修理費を支払わないときは、当社は本サービスの契約を解除することができるものとします。この場合、当社から契約者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

（本サービスの契約内容の変更）

第13条 契約者は、契約申込書の記載内容（住所、氏名、電話番号等）に変更があるときは、事前に当社の指定する書式、または電話にて申し出るものとします。

（本サービスの契約の解約）

第14条 契約者が本サービスの契約を解約する場合は、電話又は書面により当社へ通知するものとします。

- 2 前項の申し出があった場合、契約者にて本製品を当社窓口に返却するか、または訪問回収することで本サービスの契約を解約とする。なお、訪問回収する場合は、有償対応 3,000 円（税別）となります。
- 3 本サービスの契約の解約時点で存在する一切の債務は、レンタルサービス契約終了後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

（本サービスの契約の解除）

第15条 契約者が次の各号の一に該当した場合、当社は、何ら催告することなしに、本サービスの契約の全部または一部を解除することができるものとします。

- (1) 契約者の財産につき差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受け、または租税滞納処分を受けたとき。
- (2) 支払不能若しくは支払停止に陥り、または破産、民事再生、会社更生、または特別清算の申立てがあったとき。
- (3) その他支払能力に支障が生じたと認められる客観的事態が生じたとき。
- (4) 契約者が当社に対して虚偽の事実を告げたとき、または契約者の申告した事実が虚偽であると合理的に判断されるとき。

- 2 契約者が本約款の規定に違反した場合、当社は、相当な期間を定めて当該違反事由の解消を求める催告を行うことができるものとし、当該期間経過後、なおも契約者が違反事由を解消しなかったとき、当社は本サービスの契約を解除することができるものとします。
- 3 前各項により本サービスの契約が解除された場合、契約者は、直ちに当社に対する

債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに全ての債務を一括して弁済するものとします。

4 本条項の規定は、当社から契約者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

(本製品の返却)

第16条 契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合、本製品を当社が定めるその他の返却条件にしたがって、下記の該当する期限までに当社に返却するものとします。

- (1) 理由の如何を問わず、本サービスの契約が終了したとき
 - (2) 代替機が設置されたとき（紛失等により本製品が契約者の管理下にない場合を除く）。
- 2 契約者が前項に定める手続きにより本製品の返却を行わない場合、当社は、「株式会社嶺南ケーブルネットワーク 損害金請求に関する規約」に基づき、損害金を請求します。当社が定める期日後において返却がなされたとしても同様とします。また、本製品に含まれるSIMカード・バッテリー・専用アダプター等の付属品の末返却及び毀損については、契約者は「株式会社嶺南ケーブルネットワーク 損害金請求に関する規約」に基づき、当社に支払うものとします。

(保証、損害賠償)

第17条 本製品の通常使用時の破損の際は原則的に当社の負担としますが、第12条に基づき契約者に対し損害請求をする場合があります。

- 2 当社は、自己の責めに帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合、直接かつ現実に発生した損害に限り、賠償する責任を負うものとします。
- 3 前各項及び3項の定めにかかわらず、契約者による本製品の使用または管理に起因して発生したいかなる損害についても、当社は何人に対しても責任を負わず、契約者が自らの責任と費用負担でこれを処理、解決するものとします。
- 4 当社は、本製品のソフトウェアバージョンアップ等の作業を実施したこと、または実施しなかったことに起因する損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 5 当社は、本サービスの完全な運用に努めますが、本サービスの中止、運用停止、廃止などによって契約者に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。

(損害賠償の制限)

第18条 何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、月額利用料の12か月分を超えて賠償する責任を負わないものとし、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害については賠償する責任を負わないものとします。

- 2 本製品は、生命や財産にかかわるような状況下で使用される事を目的として設計、製造されたものではないため、本製品のシステム停止や誤作動で生命や財産にかかわるような損害が発生した場合でも、当社は、契約者、その他いかなる者に対しても一切の責任を負わないものとします。また、契約者はその旨を理解した上で使用するものとします。
- 3 当社は、本規約に明示的に定める場合を除き、当社の責に帰すべからざる事由から、契約者および第三者（以下、「ユーザー等」という。）に生じた損害、当社の予見の有無に拘らず、特別の事情から生じた損害、逸失利益および第三者からの損害賠償

請求に基づくユーザー等の損害その他の損害については責任を負わないものとします。

- 4 当社は契約者に提供される本サービスの完全性、利用目的への最適性、および利用による商業的成功を何ら保証するものではありません。
- 5 通信事業者の責に帰すべき事由によりユーザー等が損害を被ったときは、当社は、一切その責を負わないものとします。
- 6 天災、地変、戦争、内乱、その他不可抗力により、本サービスを提供できなかつた場合、当社は、一切その責を負わないものとします。

(製造物責任)

第19条 本製品の使用により人の生命、身体、財産に対し損害を発生させ、または発生させ得る欠陥が存在することが判明した場合、当社は、契約者に対し直ちに書面をもって通知します。この場合、当社はなんらの責任を負うことなく本約款または関連する個別契約の全部または一部を解除し、あるいは本製品の使用または引渡しを中止することができるものとします。

(音声データの取り扱い)

第20条 当社は契約者から本製品の返却を受けた際、残存しているSDカード内の録音は速やかに削除します。

(秘密の保持)

第21条 当社および契約者は、本サービスにて知り得た一切の情報を他に漏洩してはならないものとします。これは、本サービスを終了した後も同様とします。

(反社会的勢力への対応)

第22条 契約者が暴力団等反社会的勢力であると判断したとき、当社は本サービスを終了することができるものとします。

- 2 契約者が取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いたとき、当社は本サービスを終了することができるものとします。

(報告義務)

第23条 契約者は次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を速やかに当社に連絡することとします。

- (1) 本製品について盗難・滅失あるいは毀損が生じたとき。
- (2) 契約者の住所・氏名等に変更があったとき。

- 2 契約者が前項①号の連絡をしない場合は、第12条に基づき本製品の損害額を当社に支払うこととします。

(個人情報の利用目的)

第24条 当社は、当社の定める「個人情報の取り扱いについて」に基づき、本人確認、契約の締結・履行・解除、料金・サービス提供条件の変更、配達、利用の停止・中止・契約解除の通知、料金の請求、資産・設備等の形成・保全、関連するアフターサービス、商品・サービスの改善・開発、商品サービスに関する電子メール・ダイレクトメール・電話・訪問などによる案内、アンケートの実施、その他これ

- らに付随する業務を行うために必要な範囲内において個人情報を利用できるものとします。
- 2 当社は、前項に定める利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を業務委託先、販売代理店に開示・提供することができるものとします。

(協議等)

第25条 契約者及び当社は、この約款の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

(合意管轄)

第26条 契約者と当社との間でこの約款に関連して紛争の必要が生じた場合、福井地方裁判所敦賀支部を管轄裁判所と定めます。

<附則>

- (1) 当社は、特に必要と認める場合は、この約款に特約を付すことができるものとします。
- (2) この約款は、令和7年7月1日から施行します。

<附則(令和7年12月18日改正)>

- (1) この約款は、令和8年1月1日から施行します。